

パブリック・コメント手続を実施しない理由について

国土交通省では、公営住宅への入居に係る保証人の取り扱いについては、保証人を確保できないために入居ができないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであるとの方針に基づき、公営住宅管理標準条例（案）を一部改正し、保証人に関する規定を削除しました（令和元年4月1日住備第3号）。

本町では、この公営住宅管理標準条例（案）の一部改正に伴い、町営住宅条例から保証人の規定を削除し、緊急連絡人の規定の追加を行うほか、民法改正に伴う所要の改正を行うものであり、その改正内容は、形式的な改正又は大幅な内容の改正を伴わない場合の愛川町自治基本条例第19条2項第3号に規定する「法令の制定又は改廃に伴うもの」に該当することからパブリック・コメント手続を実施しないものです。